

事務処理の適正化を目指して
目的外使用許可と貸付け

質問 公有財産は、行政財産と普通財産とに分類される。普通財産は取扱いの特例はあるが、比較的自由に貸し付けを行える。

一方、行政財産は原則として私法上の関係において運用を禁止している。

しかし、本来の用途又は目的外に使用させても目的を妨げない場合は、使用許可ができ、法改正で有効活用が可能となった。公正、公平な貸し付けを行わなければならないが、市長の考えは。

市長 目的外使用許可については期間一年以内として使用料条例により行っている。法改正による用途又は目的を妨げない限度において行うことのできる貸し付けについては、具体的な運用基準の定めがないことから、作成作業を進めている。「市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を定めた場合、議会の議決を要さない可能性から議会との協議で解決すべき課題と捉えている。

入札・契約事務の改善を

質問 地方公共団体の契約は一般競争入札が会計法上、原則とされている。特例で認められている入札方法で行う場合の基準、手続き、審査方法をマニュアル化し、市民の理解をいただける

体制の構築が必要では。

市長
市では市

内業者の健全な育成や地域経済の活性化の観点から指名競争入札を基本としている。昨年三月に「奥州市随意契約ガイドライン」を制定し具体例を示した。今後も他自治体の状況を確認し、引き続き指名競争入札を基本とし透明性、公平性を確保し市民が納得できる契約事務を行っていく。

■目的外使用許可は「公法上の行政処分」であるため、行政側(貸し手)の立場が強く、運用上、許可期間は短期に設定

■貸付は「私法上の契約」であり、借り手保護を趣旨とする借地借家法が適用されるため、貸し手と借り手が対等の立場となり、長期的・安定的な貸付が可能となる

区 分	目的外使用許可	賃 付
法的根拠	地方自治法238条の4第7項	地方自治法第238条の4第2項第4号
法的性格	公法上の行政処分	私法上の契約
対 象 者	制限なし	地方公共団体が適正な方法による管理を行う上で適当と認める者 (地方自治法 238 の4②-4)
期 間	制限なし(運用上短期間に設定)	制限なし
使用料の決定方法	条例で規定 (地方自治法 225・228)	契約で設定
解除への不服申立て	行政不服審査・行政訴訟による	民事訴訟による
解除に伴う損失補償	補償しないことを許可の条件とすることができる (昭38.12.19自治行政課長通知)	補償あり (地方自治法 238 の4⑤で準用する 238 の5⑤)
借地借家法の適用	適用なし(地方自治法 238 の4③)	適用あり

行政財産の「目的外使用許可」と「貸付」の違い



あべ かよこ
阿部 加代子 議員(公明党)

奥州市の子育て・市立教育保育施設再編について

質問 子育て環境No.1の具体的な政策成果とは。

市長 奥州市の宝は子どもであり、子供を沢山産み育てていく環境を作ることが奥州市の発展の礎である。「子育て総合支援センター」を設置、電話、窓口相談が出来る体制を整えている。休日、夜間診療所の開設により昨年度は中学生以下の受診者が2638人あった。

「こども・子育て支援制度」の計画的実施のため平成29年度は計画の見直しをする。

子育て世代包括支援について

質問 出産後十分な休養や沐浴、授乳指導がなされないまま退院するという現状。不安を抱えた母子が安心できる体制をつくるためにも「妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の整備」が早急に必要と考えるが、現状と取り組みについて伺う。

市長 市では子育て支援事業を複数の部署で行っているため調整精査を行うとともに連携推進体制の整備に取り組んでいきたい。

個別訪問を産後2か月ぐらいの間にしていたが、新年度

からは産後28日が
目安となる「新生

児訪問」を実施することで調整を行っている。

質問 助産師、保健師の体制は、居住区で十分できる

のか。また産後ケ

保健センタ

各支所等で連携を取り進めていく。産後ケアの実施施設の確保について認識はしているがまだ設置されていない。

公立幼稚園の統廃合について

質問 過日、説明会が開催されたが父兄や市民の理解は得られたのか。水沢区は公立幼稚園が全部廃止となる計画だが、残すべきとの声もあるがその点についてどうか。

市長 待機児童の解消と老朽化問題の解決を図ることを考えた。教育の質に公立、私立の差があるとは考えていないことから教育の質は確保されるものと思われる。



菅原 圭子 議員(新世会)



産後ケアハウスでの沐浴指導